令 和　8 年 度

業 務 番 号　メンテ 第　905-2　号

国道 394 号橋梁架替(内沼橋)　地質調査業務委託

特　記　仕　様　書

上北郡六ヶ所村大字倉内　地内

青 森 県 上 北 県 土 整 備 事 務 所

地質調査業務

第 1 章　総　　則

第１条　共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「地質・土質調査業務共通仕様書」、「測量業務共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第２条　委託業務日数又は履行期限

１．業務日数　　日

２．履行期限　　令和　9 年　 3 月　25 日

第３条　打ち合わせ等

本業務における打ち合わせは、当初、成果品納入時及び中間打ち合せとし、 3 回とする。中間打ち合わせは、 調査員との協議 とする。

第４条　業　務　計　画

本業務における業務計画書は、当初打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第５条　資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は、下記のとおりとする。

調査員との協議による。

第６条　履　行　報　告

受注者は、契約書第１５条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第７条　「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章　業 務 内 容

第１条　地質調査作業条件

地質調査作業条件は、下記のとおりとする。

別発注のメンテ第 905-1 号国道 394 号橋梁架替（内沼橋）詳細設計業務にて設計を実施するため、受注者間で連絡を密にして業務遂にあたること。

第２条　ＢＩＭ／ＣＩＭの活用について

（受注者希望型）

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるＢＩＭ／ＣＩＭ活用実施要領」に基づき、受注者の希望により３次元モデルを活用できるものとする。

３次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第３条　提　出　書　類

共通仕様書に定める提出書類のほか、別表に定めるとおりとする。

第４条　支　給　材　料

本業務の支給材料は次のとおりである。

1. 品　　名
2. 数　　量
3. 品　質・品　等
4. 規　格・性　能
5. 引　渡　場　所
6. 引　渡　時　期
7. 使用方法場所

第５条　地盤情報データベースへの登録

受注者は、地質・土質調査業務共通仕様書第 118 条 成果物の提出に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、青森県電子納品運用ガイドラインに基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定

の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経費率算定の対象額としない。

また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を、青森県電子納品運用ガイドラインに規定されている格納フォルダ BORING/OTHRS に格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

第６条　そ　の　他

－１）　完成検査の予定については、実施予定の前月１５日までに予定日を調査職員に報告のこと。

－２）　受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

－３）　本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

＜整備企画課 HP＞https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html

－４）　本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準

＜整備企画課 HP＞https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html

－５）　主に現場の施設や設備に対する熱中症対策については、契約後、調査職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

設計業務等における熱中症対策に係る費用計上の方法

＜整備企画課 HP＞https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html

－６）　受注者は、猛暑期間の現場作業を回避することにより履行期間の延期が必要となる場合には、調査職員と協議を行うことができる。また、猛暑時間における現場作業回避（早朝・夜間作業）するにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、調査職員の臨場について協議することができる。

工事等の猛暑期間における現場施工回避に係る実施要領

＜整備企画課 HP＞https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html

第３章　成　果　品

第１条　成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

１．　報告書

（１）電子媒体（CD-ROM）　1 部

（２）紙媒体（簡易なファイルにとじたもの、図面含む）　1 部

２．　その他

（１）現地調査写真集　　部

地質調査業務に関する提出種類一覧表

(1)契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名　称	提出期日	部数	条　項
建設管理課	業　務　工　程　表	契約後14日以内	1	3条
建設管理課	管理技術者通知書	契約後遅滞なく	1	10条
調査職員	業務履行報告書	毎月1回、調査職員の指定日	1	15条
調査職員	完　成　届	業務を完了したとき	1	32条
調査職員	業務成果引渡書	引　渡　の　と　き	1	32条
調査職員	請　求　書	引　渡　の　と　き	1	33条

(2)契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名　称	提出期日	部数	条　項
建設管理課	照査技術者通知書※	軟弱地盤技術解析及び物理探査等で実施される照査を含む場合、契約後遅滞なく	1	11条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変　更　の　都　度	1	10条･11条
調査職員	貸与品借用書	貸　与　時	1	16条
調査職員	貸与品返還書	返　還　時	1	16条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23条
調査職員	部分使用同意書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38条

(3)仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名　称	提出期日	部数	条　項
調査職員	業　務　計　画　書	契約締結後14日以内	1	113条
調査職員	業　務　打　合　簿	そ　の　都　度	1	(契)2条 (仕)111条他

(4)仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名　称	提出期日	部数	条　項
調査職員	担当技術者届	担当技術者を定めた場合	1	110条
調査職員	担当技術者変更届	そ　の　都　度	1	110条
調査職員	身分証明書交付願	必　要　な　時	1	117条
調査職員	事　故　報　告　書	事故が発生したとき	1	133条
調査職員	新技術活用計画	NETIS登録技術の活用を希望するとき	1	139条
調査職員	活用効果調査票	業　務　完　了　後	1	139条